

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

131 号

平成 26 年 3 月 17 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

100 万署名を進める「国民の会」京都会議の報告

日時 2014 年 2 月 20 日 (木) 19 時～21 時 30 分

場所 川端鍼灸院

参加者 藤岡、糸数、松川、岡、三輪、大坂、池本、富田、則定、坂田、坂部、高橋

【各種報告】

署名数 14647 筆 (2 月 20 日現在)

募金 609228 円 支出 374989 円 残高 234239 円

待合室に募金箱を置いて、募金を集めている経験が報告され、引きつずき募金を訴えることを確認しました。

【議題】

1、「国民の会」の会報について。

東京の久下氏の編集で、第一号が出来ました。坂田事務局長から訂正が必要なところは訂正したという報告がありました。

現時点で、11 団体、個人会員 50 名なので、各団体に 5 部、個人会員に 1 部を配布することにしました。今回は、協同組合兵庫県保険鍼灸師会で印刷し、郵送することにしました。各団体には、増刷し、会員に配布してもらうことになりました。次号発行のために、原稿を募集しています。

2、ホームページ、ポスター、パンフ作成。

①ホームページ 3 案を作成、皆さんの意見を聞いて決める。

②パンフの作成、取組み中。

③ポスターの作成は、写真家の富田宏和氏が担当、加藤晃氏がデザインしてくれたものをもとに、島根県で現役の看護師にモデルになって頂き見本を作成した。一目見て、なかなかインパクトのあるポスターが出来ました。大きさは、A2 でかなり大きく感じました。一枚いくらにするかいろんな意見がでましたが、引きつずき検討することになりました。3 月 20 日に完成します。

3、次回 会議日程

3 月 20 日 (木) 19 時～21 時。 場所 京都 川端鍼灸院



在宅ケア学習会（大手に負けない治療と経営）

2014年2月9日 鈴木淑江

恒例の在宅部主催の学習会が、3月9日（日）中野勤労福祉会館において草薙和春講師を招き開催されました。



草薙講師は当会で一番若い理事であると共に、ケアマネの資格もお持ちです。大学卒業後、花田学園本科卒業。資格取得後、すぐに玉川学園診療所を開業し天性の優れた感性と経営力で、現在予約を取るのが困難な程の繁盛治療院を作り上げました。

今回は繁盛の秘訣と、具体的な対処方法を伺う為、13名の熱い意欲の参加者が集合しました。草薙講師から何でも吸収したい気持ちで研修室は熱気にあふれました。



草薙講師がプレゼンした『大手に負えないポイント』を以下にまとめました。

- 1、大手はマッサージはするが鍼・灸はあまりしません。個人施術者は各患者様の要望をきめ細かく聞き、手技の引き出しを多く持ち、大手のマッサージで治らない人をすくい上げましょう。
- 2、何より丁寧な説明が重要です。患者様の同席のもとで、治療内容と方法をわかり易く説明します。
（※この説明の仕方言葉遣い・細かな気配り・落ち着いた口調等、おもてなしに満ちたものでした）
- 3、主治医に同意書を依頼する時は、鍼・灸の同意書に「**但し、鍼・灸の施術に於ける責任の所在は担当施術者に属する**」、このような文面を同意書に入れる事により、主治医が同意書を書き易くなります。
- 4、基本的にマッサージ20分・鍼灸20分の治療をしています。
- 5、保険での往療治療以外の自費治療分は**1回毎に領収書**を切ります。料金体系への信用は重要です。
- 6、2ヶ月に1回、治療経過報告書を患者様から主治医に渡すか、返信用封筒を同封の上、郵送します。
これを続けた結果ドクターからの信用が大きく向上しました。

説明の後、実技が行われました。マッサージ・ストレッチ・変形徒手矯正・揉捏・指圧が組み合わせられ手技のレパートリーが豊富であると共に、手技の前や最中に患者様に、これから何をするか、『痛みが出た時にはすぐに言って下さい』など話しかけ表情を確認し、たえず患者様とのコミュニケーションを取りながら、受け手が納得した上で行われる施術姿勢が印象的でした。首尾一貫して患者様ファーストが実践されていました。

【最後に】

内容が密だった為、時間が足りなくなり終了近くなると急ぎ足の感じになりましたが、草薙講師の穏やかな話し方の中に、パワーがあふれる講義が盛況のうちに終了致しました。草薙先生お忙しい中、丁寧に御教授頂き感謝いたします。本当にありがとうございました。





攻めの経営戦略（営業実践編）最終版

事務局 松本泰司

営業とは口コミです。口コミには宣伝してくれた人の施術師への強い信頼があり、施術師は自分を推薦してくれた人の期待に応えるため、誠意を尽くします。その繰り返しが地域に根ざした治療家への道へとつながります。

口コミとは信用であり、信用とはその人がどの程度の人間かを試された後について来るものです。普段の生活の中で人に親切に接した人間には、結果として見返りが戻ってきます。

『陰徳あれば陽報あり』と云うのが営業の基本です。

どこで、どうなって新規患者につながるのかは、外回りをしていても良くわかりません。ただ、ある程度の積み重ねが継続された時、必ず仕事が舞い込んで来ます。

訪問後の記録は、先方から頂いた名刺と一緒にコピーをして、コメントを付けてファイルしていきます。再訪の日時も書き入れます。記録は飯のタネです。

こうして現場を回っていますと不思議な事を耳にします。ある施設では、「うちでは柔道整復師でないとマッサージは出来ません」。最初は何を言っているのか分かりませんでした。

「柔整師なら同意書がいないのですが、マッサージ師では難しいです」。これで判明したのは、柔整師が施設で施術したのを接骨院内で治療した形で保険請求していると云う事です。これは違法行為です。『受療委任の取り扱い承諾された施術所においてのみ認められること』（施術所の制限）に違反します。往療をしていたとしても往療料の請求は『下肢骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等、真に安静を必要とするやむをえない理由』と云う、厳しい制限があるので、数か月にわたる日常的な往療扱いにはなりません。まず、往療料の請求自体通りません。

柔整の通則 7 に、『・・・単にあんま（指圧及びマッサージを含む）のみの治療を必要とする患者に対する施術は支給対象としないこと』と明記されています。



単なるマッサージは違反なので包帯します

瀬川先生はこのシリーズの締め括りに次の様に言いました。私は自分の腕がいいと思ったことはありません。50歳半ばに鍼灸マッサージ学校に入り、60歳を過ぎて開業しました。上手な治療家はたくさんいます。しかし患者様が選ぶのは瀬川なんです。相手の心を思いやるやさしさは、手を通して必ず相手に伝わります。何故なら人様と自分の間には物が介在しないからです。多くの高齢者はやさしい言葉を掛けられていません。自分の話を親身に聞いてくれる家族もいません。同居している家族でも、笑顔と笑い声の絶対量が少な過ぎるのです。私たち施術師が、やさしい言葉をかけてあげましょう。先に旅立つ人生の先輩が欲しいのは、自然ににじみ出るやさしさです。

本当の成功とは人生を振り返った時、どれだけ真心で人様に接したか、思いやりのある言葉と、親切な行動を実践してきたか。その質と量を真実の自己に問われます。

力の及ばなかった不満足の違いはあるが、小さな器なりに地の片隅は照らすことが出来たと自負したいものです。



最後にレポーターの松本が、瀬川先生に人生とは何ですかと問いかけました。すると『人生とは潜在能力を掘り起こすことです』と即答されました。考えさせられる言葉でした。以上で「攻めの経営戦略」は終了致します。adios.

地域社会における互助の役割

おおぞら所属 介護支援専門員



社会保障制度改革国民会議の結果を踏まえ、医療・介護の分野では、国の政策の方向性が明確化されてきています。その大筋は、**医療と介護の連携**と、**地域包括ケアシステム**と云うネットワークの構築です。

- 1、「医療から介護へ」、「病院・施設から地域・在宅へ」の方向転換。
- 2、H27年度からの介護保険事業計画は、実質「地域包括ケア計画」となります。

3、地域支援事業は効率的観点から再構築されます。（予防給付は段階的に市区町村に移行）

以上の社会情勢を踏まえながら、人間が生きていく為に必要な健康や生命の維持について話を移したいと思います。

まず第一に社会的サポートを受けている人と、受けていない人に死亡率の大きな差がある事です。心筋梗塞の既往者 1000 人の追跡調査で、9 年後孤立者の死亡率が 50%であるのに対し、家族、友人がいた患者の死亡率が 18%でした。孤立者の多くは経済的弱者であり、**社会格差の問題は健康や寿命に影響**を与えています。

現在の国の政策は競争に主眼を置く「新自由主義」に舵が切られ、平等主義、中流社会は否定的に見られています。「新自由主義」の行き過ぎによる格差は、すでに是正が困難な循環サイクルが形成されています。

最近のメディアでは国や行政側の人間は、「社会保障制度はすべて国に面倒を見てもらうと云う考え自体間違っています。自己責任で備えてください」と言います。

社会保障は生活保護費など税金を使った公助。年金、健康保険などの共助。貯蓄、資産などの自助に大きく分けられます。この共助と自助の間に「**互助**」が位置づけられます。海外では互助に相当するのが、SC（ソーシャルキャピタル）です。互助の分野には NPO・ボランティア活動・寄付などがあります。



互助を成り立たせるには合意ある集団が必要ですが、あまりに社会化が行き過ぎると自由度が狭まり、窮屈で生きづらくなります。集団の中にあっても自由がある、縛りが緩い連携の土壌をつくるには、**互いの人権に配慮する暗黙の了解**が欠かせません。

自助が強調される社会は、言い換えれば公助も共助も先細りになって行く事を暗示させます。但し互助は蓄積され増えていきます。何故なら互助の背景には互いに助け合う『思いやり』と『信頼』があり、それを望んでいる人が地域にたくさん存在しているからです。SCが発展すると、その地域の犯罪率も大幅に下がっていきます。地域の住民がつながっている地域に犯罪者は入り込めません。

高齢者を狙う「おれおれ詐欺」「母さん助けて詐欺」などの、犯罪の裏には地域住民の孤立した生き方が見えてきます。

訪問マッサージ師は互助の役割を担うことが出来ます。地域を支えるかけがえのない社会資源に成れます。ぜひ地域に根付いた名物先生を目指してください。地域とのつながりを良くするには、「挨拶」と「笑顔」、これだけです。

これからは、ホスピタリティー（おもてなしの気持ち）の姿勢はますます重要になります。

もう一つ付け足すとすれば「相手をほめる」事です。ほめる事とは、『**事実に基づいて本当のことを伝える**』ことです。事実でない事を殊更言うのは、『おだてる』と言います。おだては後で反感につながります。間違えないで下さい。





千駄ヶ谷社教館まつり

事務長 山口充子

2月16日(日)4回目の参加となりました。これ迄も渋谷区の「NPO医療を考える会」としてボランティアで広く東洋医療の理解と普及の目的で行ってきました。

今回は残雪の中、集まりが心配されましたが朝10時から15時30分まで途切れることなく42名の方がマッサージ施術を受けられました。

40歳代	2名
50歳代	4名
60歳代	8名
70歳代	20名
80歳代	8名



大雪の影響もあり、肩こり・腰痛・膝痛などが圧倒的でしたが、「あー気持ち良くなったー」とか、「近くで治療していただけたところを紹介してください」の声も聞かれました。又、リハビリや日常の体操などの仕方を、その場で楽しく指導し、サロンの様な雰囲気があふれていました。施術者は6名の方のご協力がありました。日頃の各先生の施術を垣間見るようでした。

受付はNPOの患者代表の山西副代表をはじめ、4名がアンケートのお願いや署名のご協力依頼などで41筆していただきました。



年々おなじみになった方に、「来年もぜひ来てくださいね」と声をかけ笑顔であいさつを交わしあいました。ご協力いただきました先生方、NPOの役員の方々ご苦労様でした。

お年寄りの方々が気軽に保険証をもって通える施術所が欲しいなーと実感しました。



鍼灸マッサージ師賠償保険の加入について

事務局 賠償保険担当者

まず、この保険は**団体保険**なので個人が生命保険に加入するように、直接代理店や引受保険会社（当会は三井住友海上火災保険）に連絡しての**個人加入は出来ません**。

代理店と契約している団体に所属していることが第一の条件になります。

賠償補償の対象になるのは、**業務上発生する事故**です。以下に例をあげます。

- ①高齢者の骨密度が低下していた状態に気付かず、伏臥位で背中を指圧し肋骨を傷めてしまった。（この場合肋骨よりも、硬くなった肋軟骨に細かいヒビが発生し、呼吸時に疼痛が発生します）
- ②治療院の床に伸びていた電気器具のコードにつまずき、患者が転倒した。
- ③鎖骨上窩や肩甲骨内縁部に深刺しをして、患者に気胸を起こしてしまった。
- ④灸頭鍼をしている時、火の付いた艾が患者の背中に落ち、火傷を負わした。
- ⑤置鍼をした状態でマイクロを照射したところ、マイクロを患者に近づけ過ぎたため、皮下深く迄、火傷を負わした。
- ⑥マンウェルニック症状で、肘関節屈曲位の患者の肘を強く伸展させたところ、上腕二頭筋長頭筋腱が断裂してしまった。脳卒中の後遺症の場合、患者の体格は良くても腱の劣化は進んでいます。

鍼灸マッサージ師賠償保険には、**施術所開設者タイプ**と**勤務鍼灸マッサージ師タイプ**がありますが、**施術所開設者タイプ**では、以下の事故の場合も補償の対象になります。

- ①マッサージ施術中患者のネックレスに指を引っ掛け切ってしまった。
- ②患者が治療を終了し**治療院の玄関を出た後、自己の不注意で転倒し**傷害を負った場合、その転倒場所が治療院の敷地にかかっている場合、施術者に責任が無くても見舞金をお支払い致します。
- ③施術所内で働く**資格者従業員**（本人は賠償保険未加入）が、院内で患者に業務上の事故を起こした場合、**施術所開設者タイプ**の被保険者と同等の補償対象になります。
- ④自転車又は原付で訪問中、通行人にケガを負わせた時、衝突事故による相手への休業補償。また被害者の眼鏡・時計・衣服等に損害を与えた場合、**加入者の過失分の損害**を補償します。但し自分の所有する自転車・原付・衣服・所持品の修理、損失は賠償対象に含まれません。



新規の賠償保険の加入は、**H26年6月1日から翌年H27年6月1日迄の一年間補償**になっています。中途加入の場合は、**加入希望月の前月20日迄**に中途保険料金を振り込んで下されば、翌月から補償対象になります。

治療を受けて逆に痛くなった。仕事が出来ない。
言い難いけど**誠意**を見せて欲しい。



治療師は保険に
入っているはず

消費税についてのお知らせ

事務局長 清水一雄

平成 26 年 4 月から消費税が 5%から 8%になります。

鍼灸、あん摩マッサージ指圧業においては消費税としての考え方は従来通りです。

医療保険（健康保険、生活保護等）、介護保険においては非課税扱いで消費税は対象外ですが、自由診療においては下欄消費税についてのお知らせにありますように、事業年度において 1,000 万円を超えた場合は消費税の対象になります。

鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師が発行する領収書は医療保険診療、自由診療問わず、受療者の医療費控除の対象になるのも従来通りです。

自由診療における消費税

◎基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、その事業年度（課税期間）は消費税の課税事業者となり、消費税の申告・納付が必要です。新に課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

◎平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度については、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても特定期間（原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間を言います）の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、その事業年度（課税期間）は消費税の課税事業者となります。なお、特定期間における 1,000 万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

◎基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の課税期間につきましては、簡易課税制度を選択することができます。この場合は、適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

◎課税事業者は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が 4,800 万円を超える場合には、年 11 回、400 万円を超え 4,800 万円以下である場合には、年 3 回、48 万円を超え 400 万円以下である場合には、年 1 回の中間申告・納付が必要となります。

※基準期間とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

申請書ソフト バージョンアップのご案内！

4月に療養費ソフトのバージョンアップをします。

主な機能強化項目

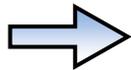
入金管理
ができる

申請書の間違いも
容易に修正

申請書一括印刷
(開発中)

入金管理機能

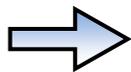
月末に会員宛に送付する支給明細をUSBメモリでも送付



提出した申請書の入金状況がわかる。(PCの画面上で、管理表でわかる)

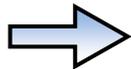
返戻等の対応

返戻があつて初めて受療者データが間違っているのに気付いてもOK



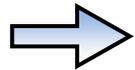
作成済の申請書の受療者データを後で修正できる。
(申請書を一から作り直す必要がありません)

往療明細表対応



施術場所が自宅とショートステイの様に2か所ある場合にも対応
地図データは24年版を使用(東京都/神奈川県/埼玉県/千葉県)

Windows8/8.1



新しいPCにも対応します。
(WindowsXPの対応はありません)

※ 入金管理機能は希望者のみに送付します。

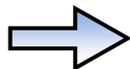
支給明細データをUSBメモリにて送付するサービスは、**希望者のみ実施**します。
(申請書データをUSBメモリで送付いただいている会員に限定させていただきます)
申請書データを正しく作成していない(過去データの保存、訂正データの修正など)と、
入金管理機能は正しく動作しないのでご注意ください。
なお、支給明細のデータを送付する関係上、**USBメモリの返送は月末**になります。
事務局提出用USBメモリは複数本用意していただく運用をお願いします。

H25年の機能も含まます

最新バージョンでない場合は下記機能も利用できます！

・らくらく申請書作成機能

施術年月日(開始/終了)、実日数、施術回数、施術領収日、申請日、委任日の自動記入
同意日のチェック(同意切れの防止)



申請書が早く、簡単に、正確に作成できます。

・摘要欄 文字サイズ指定機能

文字の大きさが3段階に変えられます など

(さらに開発中) 26年度上期中にリリース予定

申請書/往療明細表/請求書 一括印刷機能

(オプション機能)

提出分の申請書等を一括して出力します

※ 詳細は別途ご案内します

リリース方法

いずれかの方法を選択してください。

(1) インターネットを利用する。 (4月中旬以降の予定)

インターネットからバージョンアップできます。(選択メニューから F8 でバージョンアップ)
(当会のHPにもアップデートモジュールがアップされています)

※ R2.84 からでもインターネットからバージョンアップできるようになりました。

(2) USB メモリなどを利用する。

事務局に申請書データを USB メモリで送付いただいている場合は、返却する USB メモリに「アップデートモジュール」を入れて送付します。(4月に送付予定)

(3) CD-ROM を購入する。

CD-ROM の購入を希望する場合は事務局に CD-ROM の購入手続きをして下さい。(1枚 2000円)
この CD-ROM はアップデートのほか、新PCへのインストールも可能です。

(CD-ROM には新規インストールモジュール、アップデートモジュール、地図データを含みます)

(4) 事務局にPCを持ち込む。

事務局へPCを持ち込んでいただければ、インストールをいたします。(要予約)
月初の繁忙期の申し込みはご遠慮ください。

その他、操作方法など疑問点などについてもできるだけ対応させていただきます。

(5) 出張対応 (有料:要予約)

稼働環境

OS Windows Vista 32ビット版、Windows 7 32ビット/64ビット版

Windows 8/8.1 32ビット/64ビット版

ディスプレイ 1280×720以上の解像度

※デスクトップでもノートでも可 (マウス必要)

※Cドライブの空き容量 約100MB必要 (地図データの登録範囲、申請書数などに依存します)

プリンタ (A4、モノクロ対応で可) インターネット接続 推奨

USBメモリをご用意ください。(事務局提出用、バックアップ用)

「申請書作成ソフト」の使い方をお手伝いします。

新機能はソフトを正しく使わないと、目的とする機能が使えないし、
便利な機能も宝の持ち腐れです。

事務局にバックアップデータをお持ちいただければ、ソフトの使い方
をご説明します。(有料にて出張対応も行います 事務局通信 125号)

「WindowsXP」のサポートは4月で終了です。

新バージョンではサポートしません。WindowsXPを仕様の場合は
Windows7又は8.1への移行をお勧めします。

事務局への提出媒体は、USBメモリでお願いします。

当面フロッピィでの取り扱いも継続します。

新バージョンはH26年度会費納入済の会員が対象になります。



事務局よりお知らせ

4月の締め切り



3日（月）の必着でお送り下さい。保険者の締め切りは通常通りです。



質問コーナー



お答えします

Q:千葉県で開業している施術者です。
障害者手帳をお持ちの患者さんがいるので
すが、医療費の助成は受けられないのでしょ
うか？東京の場合は都の助成制度があると
聞きましたが…？



A：通信 118・119 号でお伝えしましたが、現在会から申請できるのは東京都と神奈川県（川崎市以外）のみとなっております。

千葉県・埼玉県については東京都と異なり、県単位でなく、市区町村単位で行われているため、具体的な申請作業は患者さんがお住まいの市区町村に聞く必要があります。両県で共通している事項は以下の通りです。

- ・『障害者手帳』のみでは医療費の助成は受けられない。市区町村の窓口で資格申請をし、『受給者証』を発行してもらう必要がある。
- ・『受給者証』発行の審査基準、療養費申請の手順や形式、支払いに至るまでの手順は市区町村ごとに大きく異なる。
- ・償還払いが基本だが、埼玉県の一部市区町村では受領委任払いも受け付けている。

医療費の助成制度を知らない患者さんもいらっしゃるかと思います。市区町村ごとに扱いは様々ですので、まずは担当窓口にご相談いただくようお願いください。受療委任払い可能な場合は会からも申請できますので、ご連絡ください。

会費納入のお願い

すでにお知らせしておりますが、H26年度（H26年4月～H27年3月）の年会費のご納入がお済みでない会員は、3月末日までにご入金ください。

今まで「団体会員」だった方で「登録施術者」に変更する場合、**初回のみ 3,000円**がかかります。下記をご覧の上ご検討ください。お振込み金額の確認のため、事前にご連絡をお願い致します。

会員別の対応内容一覧

	正会員	団体会員	準会員	登録施術者
会費	年 20,000 円	年 4,000 円	年 6,000 円	登録時のみ 3,000 円
セミナー参加	○	○	○	×
事務局通信	○	×	○	×
賠償保険加入	○	○	×	×
申請書提出	○	○	×	○
東京都・神奈川の登録	○	○	×	○
会員証発行	○	希望の場合	○	×
NPO 参加	正会員	賛助会員	賛助会員	×

○：可 ×：不可

また、実際に施術を行っている施術者名にて申請をしていただくために、この「登録施術者」枠をご利用くださいますようお願いいたします。皆様のご協力をお願いいたします。

* 神奈川県への登録

神奈川県は国保・退職・後期高齢者に申請を出す場合、事前登録が必要です。会が手続きをし、受理された後に施術所ごとの**機関番号が附番されます**。完了まで2週間ほどかかりますので、初めて申請する方はお早めにご連絡ください。なお、今まで神奈川県は**機関番号**を持っている施術所でも、新たな施術者が申請する場合は**名簿登録が必要**です。申請前にご連絡ください。また施術者が辞めた場合にも手続きが必要です。

* 申請書の送付

2・3月は申請書提出〆切の3日が月曜でした。

普通郵便は土日は配達されないため、金曜に発送されたものが月曜に届きませんでした。

間に土日を含む場合は速達・レターパック（赤）でご送付ください。また、宅急便も遅配が多く、〆切に間に合わなかったものがありました。発送の方法や業者の選択にご注意くださるようお願いいたします。

委任拒否(償還払い)

1	オリックスグループ	28	東京都食品健保
2	海空運健保	29	東京西南私鉄連合(63で助成がある可)
3	カシオ健保	30	東京倉庫業健康保険組合
4	神奈川県石油健保	31	東京通信機器工業健保
5	関電工健保	32	東京ニットファッション健保
6	関東百貨店健保	33	東京薬業健保
7	キャノン健保	34	東芝健保
8	公文健保	35	トランス・コスモス健保
9	コニカミノルタ(63で助成がある方は可)	36	日本IBM健保
10	シャープ健康保険組合	37	日本航空健保
11	新生銀行健保	38	日本電気健保
12	新日本製鐵健保	39	パレット健保
13	人材派遣健保	40	日立製作所健保
14	自動車振興会健保	41	富士写真フイルム健保
15	自衛隊入間支部	42	富士電機健保
16	西武健保	43	三井住友トラストグループ健保
17	JA千葉健保	44	三菱健保
18	JTB健保	45	三菱鉛筆健保
19	住友金属鉱山健保	46	三菱電機健保
20	全日空健康保険組合	47	明治安田生命健保
21	第一生命健保	48	メットライフアリコ健保
22	大和ハウス健保	49	安川電機健保
23	通信機器健保	50	安田健保
24	中央テレビ・ラジオ健保	51	ユニマツ健保
25	デパート健保	52	横浜港運健保
26	東京貨物運送健保	53	リクルート健保
27	東京化粧品健保		

2014年3月現在、上記保険者は償還払いになっていますが、一部返戻されないものもあります。東京ガス健保のように受療委任払いを認めるように変わることもありますので、初回は申請をしてみるものが肝要です。

保険者指定の申請書様式がない場合、会でも償還払いの書式を用意していますので、必要な方はご連絡ください。

H26年 3月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切
4	火	
5	水	申請業務
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	在宅ケア学習会・大山マラソン
10	月	事務局通信投稿〆切
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	通信・USB等の発送
15	土	
16	日	10周年実行委員会・理事会
17	月	事務局会議・保険学習会
18	火	
19	水	
20	木	
21	金	春分の日
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	支給明細などの発送
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	療養費の振り込み

4月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切
4	金	申請業務
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	申請業務
9	水	
10	木	事務局通信投稿〆切
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	通信・USB等の発送
15	火	
16	水	
17	木	事務局会議・保険学習会
18	金	
19	土	
20	日	理事会
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	支給明細などの発送
29	火	昭和の日
30	水	療養費の振り込み

申請業務期間

休業日